



2023年12月22日

各 位

会社名 HENNGE 株式会社
代表者名 代表取締役社長 小椋 一宏
(証券コード：4475 東証グロース)
問合せ先 取締役副社長 天野 治夫
(TEL. 03-6415-3660)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年1月22日（以下「本払込期日」といいます。）
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 16,400 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,226 円
(4) 処分総額	20,106,400 円
(5) 処分予定先	当社の取締役（社外取締役 2 名を含みます。） 6 名 13,800 株 当社の監査役 3 名 2,600 株
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年12月23日開催の当社第25期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を含みます。以下「対象取締役」といいます。）及び監査役（以下「対象監査役」といい、対象取締役とあわせて「対象取締役等」といいます。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役等に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役等に対して、譲渡制限期間を1年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間とする等とした譲渡制限付株式に関する報酬等として金銭報酬債権を支給すること等につき、ご承認をいただいております。対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額 6,000 万円以内（うち社外取締役について 500 万円以内）として設定すること並びに対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は、年 16,000 株以内（うち社外取締役について年 2,000 株以内）とすること等につき、同じく当社第 25 期定時株主総会におい

て、ご承認をいただいております。また、対象監査役に対して支給する金銭報酬債権の総額を上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額 500 万円として改定すること、対象監査役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数を年 4,000 株以内を上限として改定することにつき、当社第 26 期定時株主総会において、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、本日開催の当社第 27 期定時株主総会から 2026 年 12 月開催予定の当社第 30 期定時株主総会までの期間（社外取締役及び対象監査役にあつては、2025 年 12 月開催予定の当社第 29 期定時株主総会までの期間）に係る譲渡制限付株式報酬として、処分予定先である対象取締役 6 名及び対象監査役 3 名に対し、金銭報酬債権合計 20,106,400 円を支給し、対象取締役等が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって払込することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 16,400 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各対象取締役等に対する金銭報酬債権の額は、当社における各対象取締役等の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各対象取締役等が、当社との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、対象取締役等が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるといふ本制度の導入目的の実現を目指すため、譲渡制限期間を下記 3. ①に定める期間としております。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

- (i)対象取締役にあつては、本払込期日から対象取締役が当社の取締役の地位を任期満了により退任（退任と同時に再任する場合は除きます。）した直後の時点までの間、
- (ii)対象監査役にあつては、本払込期日から対象監査役が当社の監査役の地位を任期満了により退任（退任と同時に再任する場合は除きます。）した直後の時点までの間

上記にそれぞれ定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象取締役等は、自己に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下「譲渡制限」といいます。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、対象取締役等が、本譲渡制限期間の開始日以降、(i)社外取締役を除く対象取締役にあつては、2026 年 9 月期に係る当社定時株主総会、(ii)社外取締役である対象取締役及び対象監査役にあつては、2025 年 9 月期に係る当社定時株主総会の終結までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下「期間満了時点」

といえます。)において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとしたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役等が、本譲渡制限期間の開始日以降、(i)社外取締役を除く対象取締役にあつては、2026年9月期に係る当社定時株主総会、(ii)社外取締役である対象取締役及び対象監査役にあつては、2025年9月期に係る当社定時株主総会の終結まで継続して、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれかの地位にあつたことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役等が、当社取締役会が正当と認める理由(任期満了等)により、本譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、本払込期日を含む月から対象取締役等が当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を、(i)社外取締役を除く対象取締役にあつては36、(ii)社外取締役である対象取締役及び対象監査役にあつては24で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。)に、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の数に乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。)の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとしたします。

④ 株式の管理に関する定め

対象取締役等は、野村証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとしたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、本払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を、(i)社外取締役を除く対象取締役にあつては36、(ii)社外取締役である対象取締役及び対象監査役にあつては24で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。)に、当該承認の日において対象取締役等が保有する本割当株式の数に乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとしたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものとしたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2023年12月21日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,226円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上